

【共通事項】	
時間	13時30分～15時30分
場所	保健センター
対象	妊娠16週以降の妊婦の方 (パートナーも参加可)
持ち物	母子手帳、飲み物(水かお茶)、動きやすい服装
申込	各開催日3日前までに保健センター窓口または電話で申し込

料理づくりのつどい	
日時	(金) 10時～12時30分
場所	まちづくりセンター
内容	テーマに合わせた料理を作ります。 ①寒さに負けないあつあつ料理 ②たんぱく質で低栄養予防
対象	65歳以上の市民
参加料	500円
定員	9人
持ち物	エプロン、三角巾、飲み

持ち物 母子手帳、バスタオル、赤ちゃんの身の回りの物(おむつやミルクなど)、飲み物(水やお茶)申込 ①2月6日(金) ②3月19日(木)までに保健センター窓口または電話で申し込み。

赤ちゃん教室	
日時	①2月9日(月) ②3月23日
(月)	各日13時30分～15時(身体計測をご希望の方は13時～13時15分の間にお越しください)
場所	保健センター
内容	①赤ちゃんのホームケア、 ②発達と生活リズム、事故防止、わらべ歌遊び
対象	令和7年11～12月生まれの赤ちゃんとその保護者

のいわれかない語で、なんばいをもつて、7年中に入居した場合まで延長さ

● 住宅ローン控除の拡充の延長		● 特定親族特別控除の創設	● 難損控除の対象となる資産の所有者が生計を一にする配偶者その他の親族の場合の前年中の所得要件
認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合の借入限度額を上乗せする措置について、次	6年	48万円 → 58万円 75万円 → 85万円	④勤労学生控除の所得要件 ⑤難損控除の対象となる資産の所有者が生計を一にする配偶者その他の親族の場合の前年中の所得要件
● 住宅ローン控除の拡充の延長	子等の合計所得金額	特定親族特別控除額	● 特定親族特別控除の創設
58万円超 95万円以下	45万円	特定親族特別控除が創設され、	19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族
95万円超100万円以下	41万円	を有する場合に次のとおり控除が	を有する場合に次のとおり控除が
100万円超105万円以下	31万円	適用されます。	適用されます。
105万円超110万円以下	21万円		
110万円超115万円以下	11万円		
115万円超120万円以下	6万円		
120万円超123万円以下	3万円		

総覧場所 市役所（1階／お知らせコーナー、2階／図書館入口付近、4階／都市計画課）、江部乙支所、東滝川地区転作研修センター、市公式ホームページ（ペジID：22690）

意見募集期間 1月26日（月）～2月9日（月）

ください。

※意見の提出方法など詳細については、市公式ホームページをご覧ください。

①40歳未満で、配偶者を有する方
②40歳以上で、40歳未満の配偶者を有する方
③19歳未満の扶養親族を有する方

問 税務課 Tel 28-8019

償却資産の申告はお早めに

事業（農業経営を含む）または営業を行っている法人や個人の方が、令和8年1月1日現在市内に所有している事業用の資産については、償却資産の申告が義務付けられています。

なお、資産を所有していなくても、その旨の申告をお願いします。

該当するもの

- 構築物（舗装路面、ロードヒーティング、広告塔、テナントの内部造作、電気設備、給排水設備など）
- 機械・装置（各種製造設備、ブランドーザー、油圧シヨベル等の大型特殊自動車、もみすり機、乾燥機等の農業機械など）
- 車両・運搬具（構内運搬車、フオークリフトなど）
- ※自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）が課税されているものは除く
- 工具・器具・備品（事務用品、パソコン、コピー機、看板、理美容機器、冷藏庫、除雪機など）
- 申告書の送付

前年度に申告があつた方、償却

1855年2月7日、日露通好条約が調印され、択捉島以南が日本固有の領土となり、1981年から毎年2月7日を「北方領土の日」とし、国民世論を盛り上げる各種の行事が全国で開催されています。市では、1月21日(水)から2月20日(金)までの間を「北方領土返還要求運動特別啓発期間」とし、市役所1階に署名コーナーを設置します。今後も新たな決意で、領土返還の実現に向けて運動を続けましょう。

には令和7年12月下旬に申告書を送付しています。新規に事業を始めた方や申告書が必要な方は、ご連絡ください。

提出期限 2月2日(月)

※取得価格を資産の耐用年数に応じて減価償却した課税標準額の合計が150万円以上になると固定資産税が課税されます。

※窓口混雑緩和のため、税務課姿産税係へ郵送またはe-LTAXをご利用ください。

問 税務課 Tel 28-8020

**小型充電式電池の
ごみの出し方**

小型充電式電池を含む家電製品をごみとして出す場合は、製品本体から小型充電式電池を取り外し取り外した小型充電式電池は透明な袋に入れて『特字品目』として出してください。製品本体は通常の家電製品として燃やせないごみまたは粗大ごみで出します。

製品本体から小型充電式電池を取り外せない場合は、販売店にご相談いただくか、本体ごと中空知能衛生施設組合(東滝川760番地)

今月納期の税・料金
市・道民税(4期分)
国民健康保険税(8期分)
介護保険料(8期分)
後期高齢者医療保険料
(8期分)
問 税務課 TEL 28-8021

総 覧 期 間	1月19日(月)～2月2日(月)
所 に 備 え 付 け て あ り ます) 。	8 時 30 分 ～ 17 時 15 分 ま で (土・日曜日、祝日を除く)
総 覧 場 所	都市計画課
開 開 期 間	1月28日(水)～2月8日(水)
滝 川 都 市 計 画 (下 水 道)	滝川都市計画(下水道)
変 更 案 の 総 覧	変更案の総覧
市 で は 、 滝 川 都 市 計 画 (下 水 道) の 変 更 を 予 定 し て い ます 。 そ の た め 、 都 市 計 画 法 に 基 づ き 、 滝 川 都 市 計 画 変 更 案 の 総 覧 を 実 施 し ま す 。 ※ 総 覧 期 間 中 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き ま す (意 見 書 は 総 覧 場 所 に 備 え 付 け て あ り ま す) 。	市では、滝川都市計画(下水道)の変更を予定しています。そのため、都市計画法に基づき、滝川都市計画変更案の総覧を実施します。※総覧期間中に意見書を提出することができる(意見書は総覧場所に備え付けてあります)。
総 覧 期 間	1月19日(月)～2月2日(月)
開 開 期 間	8 時 30 分 ～ 17 時 15 分 ま で (土・日曜日、祝日を除く)
総 覧 場 所	土木課
問 い 合 い	土木課TEL28-8035

料)。詳しくはお問い合わせください。

問くらし支援課TEL28-8013

お詫びと訂正

広報たきかわ12月号15ページに掲載した「これを聞きたい『除排雪』～第1弾～」のうち、雪堆積場のご案内の閉鎖期間に誤りがありました。「令和8年1月1日～3日」とあるのは、正しくは「令和7年12月31日～令和8年1月3日」でした。お詫びし訂正します。

問土木課TEL28-8037

福祉

ヘルプマークおよびヘルプカードの配付

福祉課窓口でヘルプマークおよびヘルプカードを必要な方に無料で配付します(ヘルプマークは申込者1人につき1個まで)。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや発達障がいの方など、外見からは援助や配慮が必要であることが分かりにくい方が着用することで、周囲からの支援を得やすくなるのです。